

平成 2 3 年度水域環境の状況について

平成 2 4 年 7 月
神奈川県環境農政局環境保全部

目 次

	頁
I 公共用水域水質測定結果の概要	
1 測定の概要	
(1) 測定地点数等	1
(2) 測定項目	1
(3) 測定結果の総括	1
2 項目別測定結果	
(1) 健康項目の測定結果	2
(2) 生活環境項目（BOD又はCOD）の測定結果	3
3 県内の主な水域の環境基準達成状況	
(1) 県内の主要河川	4
(2) その他の河川	5
(3) 相模湖、津久井湖	6
(4) 芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖	7
(5) 東京湾	8
(6) 相模湾	9
4 BOD（COD）の環境基準達成状況一覧	
(1) 河川	10
(2) 湖沼	11
(3) 海域	11
II 地下水質測定結果の概要	
1 測定の概要	
(1) 調査の種類、測定地点数等	14
(2) 測定項目	14
(3) 測定結果の総括	15
2 項目別測定結果	
(1) メッシュ調査	17
(2) 定点調査	18
(3) 継続監視調査	19
（参考） 評価方法	24
（参考資料） 公共用水域水質上位地点	25

I 公共用水域水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市と共同して、水質の測定を実施している。平成 23 年度の測定結果は次のとおりである。

1 測定の概要

(1) 測定地点数等

	測 定 地 点 数				
公共用水域		水域数	環境基準点	補助地点	合計
148地点 (148)	河川	35(35)	39(39)	48(48)	87(87)
	湖沼	5(5)	8(8)	11(11)	19(19)
	海域	13(13)	29(29)	13(13)	42(42)
	計	53(53)	76(76)	72(72)	148(148)

注 1：実施期間及び測定頻度 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月(毎月 1 回)

注 2：()内は、22 年度の地点数

(2) 測定項目

公共用水域	環境基準項目		特殊項目	その他の項目	観測項目	計
	健康項目	生活環境項目				
	27	10				

注：環境基準項目…水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が定められている。

・健康項目：カドミウム、全シアン等の 27 項目

・生活環境項目：BOD、COD等の 10 項目

特殊項目……フェノール類、銅等の法・条例の規制項目 7 項目

その他の項目…アンモニア性窒素、磷酸態磷等の 8 項目

観測項目……水温、流量等の 13 項目

(3) 測定結果の総括

- 健康項目については 148 地点で測定したところ、早川の会館橋において砒素が火山地帯の自然的要因により環境基準を達成していなかったが、その他の地点ではすべての項目が環境基準を達成していた。
- 生活環境項目の代表的指標である BOD 又は COD については、23 年度は 53 水域中 49 水域で環境基準を達成しており、22 年度の 53 水域中 46 水域と比べ、達成水域数で 3 水域増加した。達成率では、86.8%から 92.5%と、5.7 ポイント増加した。
- 全亜鉛は多摩川、相模川及び東京湾で環境基準が定められており、全 5 水域で環境基準を達成していた。
- 全窒素及び全磷は、相模湖、津久井湖及び東京湾で環境基準が定められている。相模湖及び津久井湖では、いずれも全窒素及び全磷の環境基準を達成していなかったが、相模湖の全窒素及び全磷、津久井湖の全窒素で暫定目標は達成していた。
また、東京湾では、全窒素及び全磷は、それぞれ全 4 水域で環境基準を達成していた。

2 項目別測定結果

公共用水域における環境基準は、大きく分けて健康項目と生活環境項目の2種類がある。それぞれの測定結果を記載する。

(1) 健康項目の測定結果

健康項目（27項目）については148地点で測定したところ、早川の会館橋で、砒素^{ひそ}が火山地帯の自然的要因に由来して環境基準を達成していなかったが、その他の地点ではすべての項目が環境基準を達成していた（表1）。

表1 健康項目の測定結果

水域 区分	健 康 項 目	測 定 地点数	環境基準 達成地点数	達成率 (%)
河川・ 湖沼・ 海域	1 カドミウム	134	134	100
	2 全シアン	134	134	100
	3 鉛	134	134	100
	4 六価クロム	134	134	100
	5 砒素 ^{ひそ}	134	133	99.3
	6 総水銀	134	134	100
	7 アルキル水銀	0	－	－
	8 P C B	85	85	100
	9 ジクロロメタン	134	134	100
	10 四塩化炭素	134	134	100
	11 1,2-ジクロロエタン	134	134	100
	12 1,1-ジクロロエチレン	134	134	100
	13 シス-1,2-ジクロロエチレン	134	134	100
	14 1,1,1-トリクロロエタン	134	134	100
	15 1,1,2-トリクロロエタン	134	134	100
	16 トリクロロエチレン	134	134	100
	17 テトラクロロエチレン	134	134	100
	18 1,3-ジクロロプロペン	134	134	100
	19 チウラム	134	134	100
	20 シマジン	134	134	100
	21 チオベンカルブ	134	134	100
	22 ベンゼン	134	134	100
	23 セレン	134	134	100
	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	148	148	100
	25 ふっ素	83	83	100
	26 ほう素	83 (81)*	81	100
	27 1,4-ジオキサン	129	129	100

注：ほう素については、環境基準を達成していない地点が2地点あるが、海水の影響と判定されたため、その地点については評価対象から除外した。

*（ ）内は、評価対象から除外した地点を含まない測定地点数を示す。

(2) 生活環境項目※（BOD又はCOD）の測定結果

- ・ BOD又はCODの環境基準達成水域は、53水域（河川35水域、湖沼5水域、海域13水域）中49水域（92.5%）であり、22年度（46水域）より3水域増加していた。
- ・ 達成率では、22年度の86.8%から5.7ポイント増加し、92.5%となった（表2）。

河川、湖沼、海域別の達成状況

- ・ 河川では、35水域のうち34水域（97.1%）で達成しており、22年度より1水域増加し、1水域（葛川）で達成していなかった。
- ・ 湖沼では、水域類型が定められている5水域のうち4水域（80.0%）で達成しており、1水域（芦ノ湖）で達成していなかった。
- ・ 海域では、水域類型が定められている13水域（東京湾11水域、相模湾2水域）のうち11水域（84.6%）で達成しており、22年度より2水域増加し、東京湾の2水域（東京湾(10)、(16)）で達成していなかった。
- ・ 生活環境項目の達成率は、近年ではほぼ横ばいの状況にあるが、長期的にみると上昇傾向にある（図1）。

表2 BOD（COD）の環境基準の達成水域数の推移（全水域）

	年 度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
河 川	水 域 数	35	35	35	35	35
	達成水域数	34	34	34	33	34
	達 成 率	97.1%	97.1%	97.1%	94.3%	97.1%
湖 沼	水 域 数	5	5	5	5	5
	達成水域数	4	4	4	4	4
	達 成 率	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
海 域	水 域 数	13	13	13	13	13
	達成水域数	9	8	10	9	11
	達 成 率	69.2%	61.5%	76.9%	69.2%	84.6%
全 水 域	水 域 数	53	53	53	53	53
	達成水域数	47	46	48	46	49
	達 成 率	88.7%	86.8%	90.6%	86.8%	92.5%

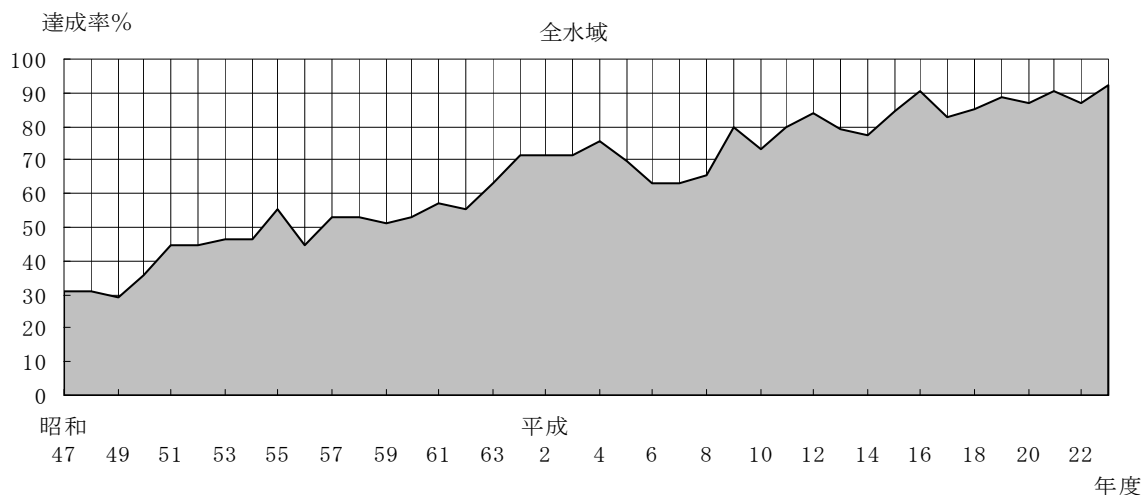


図1 BOD又はCODの環境基準の達成率（全水域）

※ 生活環境項目の環境基準（評価方法は24ページで詳細に解説）

生活環境項目の環境基準は、河川、湖沼及び海域別に、利用目的に応じた達成目標となる基準値を水域ごとに定めることとされている。

BOD・COD等については、河川がAA～Eの6段階、湖沼がAA～Cの4段階、海域がA～Cの3段階に分かれて類型指定されている。

全窒素及び全燐については、湖沼はI～Vの5段階、海域はI～IVの4段階に分かれており、神奈川県では相模湖、津久井湖及び東京湾の水域が類型指定されている。

全亜鉛については、河川及び湖沼は生物A、生物特A、生物B、生物特Bの4段階、海域は生物A、生物特Aの2段階に分かれており、神奈川県では多摩川、相模川及び東京湾の水域が類型指定されている。

3 県内の主な水域の環境基準達成状況

(1) 県内の主要河川

- ・ 多摩川（中・下流部：B類型）及び鶴見川（上流部：D類型、下流部：E類型）は、いずれもBODの環境基準を達成していた。
- ・ 水道水源となっている相模川（中流部：A類型、下流部：B類型）及び酒匂川（上流部：A類型、下流部：B類型）は、いずれもBODの環境基準を達成していた（表3）。
- ・ 水生生物類型の指定がされている多摩川（中・下流部：生物B類型）及び22年度から指定された相模川（相模川(1)、(2)）は、全亜鉛の環境基準を達成していた（表4及び表5）。

表3 主要河川のBODの環境基準の達成状況（75%水質値※で評価）

(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
多摩川中・下流	多摩川原橋	B	3	2.1		1.6		1.8		1.4		1.7	
	田園調布取水堰（上）			1.7	○	1.4	○	1.3	○	1.2	○	1.7	○
	大師橋			1.9		1.4		1.6		1.9		2.8	
鶴見川上流	亀の子橋	D	8	7.6	○	5.9	○	6.3	○	3.8	○	6.4	○
鶴見川下流	大綱橋	E	10	5.6	○	5.0	○	4.7	○	3.3	○	3.8	○
	臨港鶴見川橋			1.6		1.5		1.8		1.8		2.4	
相模川中流	寒川取水堰（上）	A	2	1.0	○	0.8	○	1.0	○	0.8	○	0.7	○
相模川下流	馬入橋	B*	3	1.8	○	1.8	○	2.0	○	2.2	○	1.4	○
酒匂川上流	飯泉取水堰（上）	A	2	1.4	○	1.2	○	1.2	○	1.3	○	1.1	○
酒匂川下流	酒匂橋	B	3	1.6	○	1.3	○	1.5	○	1.5	○	1.2	○

*相模川下流については、国において類型指定見直しが行われ、平成22年9月に「河川C類型」から「河川B類型」に指定された。

- ・ 多摩川、鶴見川、相模川及び酒匂川の主要地点におけるBODの年間平均値をみると、多摩川は1.3mg/Lで22年度（1.1mg/L）とほぼ同様の値、鶴見川は5.2mg/Lで22年度（3.8mg/L）に比べて高い値であった。相模川は0.7mg/L、酒匂川は0.9mg/Lで、それぞれ22年度（0.7mg/L、1.1mg/L）と同様又はほぼ同様の値であった（図2）。

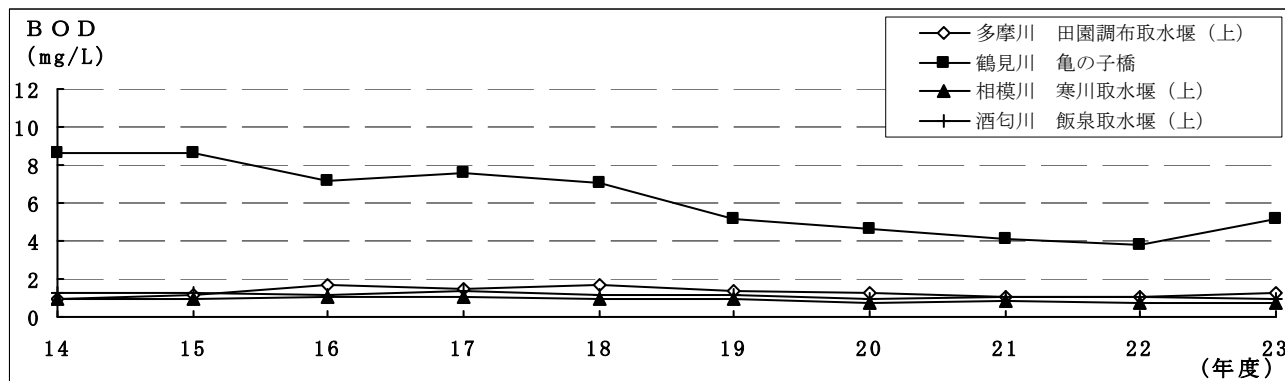


図2 河川の主要地点におけるBOD年間平均値の推移

※ 75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ （ n は日間平均値のデータ数）番目のデータ値である。24ページに詳細な説明を記載した。

- 多摩川の環境基準点における全亜鉛の年間平均値をみると、多摩川原橋は0.020mg/L、田園調布取水堰（上）は0.018mg/Lで22年度とほぼ同様の値であり、大師橋は0.023mg/Lで22年度に比べて高い値であった（図3）。

表4 多摩川的全亜鉛の環境基準の達成状況（年間平均値で評価）

(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
				平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
多摩川 中・下流	多摩川原橋	生物 B	0.03	0.003	○	0.016	○	0.015	○	0.019	○	0.020	○
	田園調布取水堰（上）			0.002		0.012		0.012		0.014		0.018	
	大師橋			0.002		0.018		0.010		0.011		0.023	

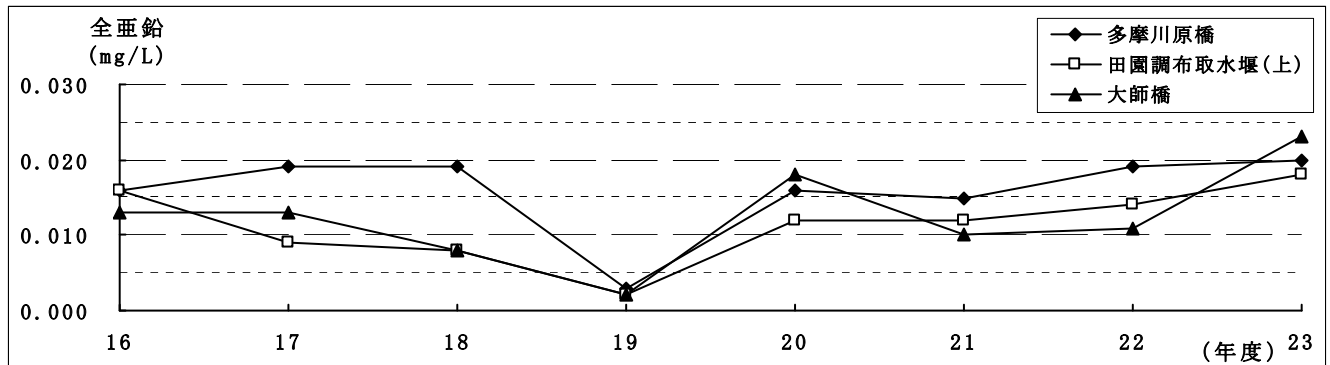


図3 多摩川の環境基準点における全亜鉛年間平均値の推移

- 相模川の水環境基準点における全亜鉛の年間平均値をみると、相模川(1)では、0.009mg/Lから0.010mg/Lで22年度とほぼ同様の値であり、相模川(2)では、寒川取水堰（上）が0.006mg/Lであり、22年度と同様の値であった。馬入橋は0.017mg/Lで、22年度に比べてやや高い値であった（図4）。

表5 相模川的全亜鉛の環境基準の達成状況（年間平均値で評価）

(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
				平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
相模川(1)	小倉橋	生物 A	0.03	0.006	—	0.005	—	0.003	—	0.007	○	0.009	○
	相模湖（境川橋）			0.007		0.005		0.006		0.007		0.009	
	津久井湖（沼本ダム）			0.007		0.005		0.015		0.007		0.010	
相模川(2)	寒川取水堰（上）	生物 B	0.03	0.004	—	0.010	—	0.007	—	0.006	○	0.006	○
	馬入橋			0.012		0.011		0.011		0.009		0.017	

注：平成21年11月に類型指定されたため、達成状況は22年度から評価した。

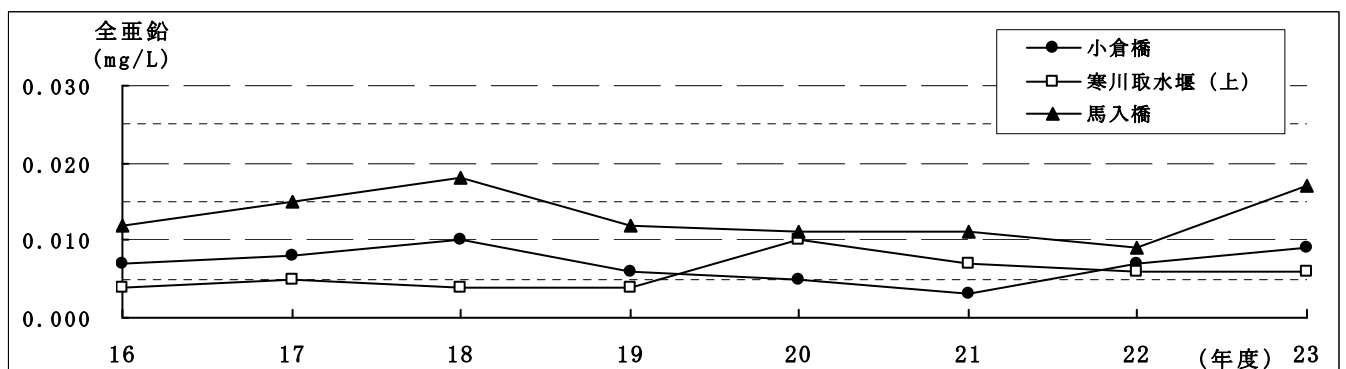


図4 相模川における全亜鉛年間平均値の推移

(2) その他の河川

その他の河川では、葛川がBODの環境基準を達成していなかった。

(3) 相模湖、津久井湖

- 平成 22 年 9 月に相模湖及び津久井湖は、新たに湖沼 A 類型に指定された。23 年度は、いずれも環境基準を達成していた（表 6）。

表 6 COD の環境基準の達成状況（75%水質値で評価）

(mg/L)

水域名	観測地点	類型	基準値	19 年度		20 年度		21 年度		22 年度		23 年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
相模湖	湖央東部	A	3	2.8	—	2.1	—	2.9	—	1.9	○	1.9	○
津久井湖	湖央部	A	3	3.0	—	2.1	—	2.7	—	2.2	○	2.0	○

注：達成状況は、湖沼類型指定された平成 22 年度から評価した。

なお、21 年度までは河川類型であったため、BOD の環境基準の達成状況の評価していた。

- 主要点における COD 年間平均値をみると、相模湖の湖央東部は 1.7mg/L、津久井湖の湖央部は 1.8mg/L で、それぞれ 22 年度（1.9mg/L、2.0mg/L）とほぼ同様の値であった（図 5）。

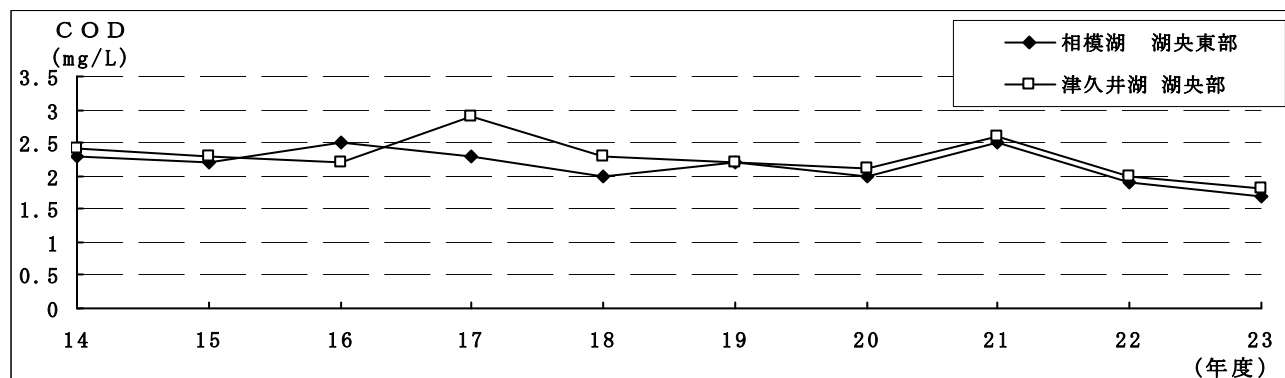


図 5 相模湖、津久井湖の主要地点における COD 年間平均値の推移

- 平成 22 年 9 月に相模湖及び津久井湖は、全窒素及び全燐の類型指定がされた。23 年度は、いずれも全窒素及び全燐の環境基準を達成していなかったが、相模湖の全窒素及び全燐、津久井湖の全窒素は、暫定目標を達成していた（表 7）。

表 7 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況（年間平均値で評価）

(mg/L)

水域名	測定地点	類型	項目	基準値 (暫定目標値)	19 年度		20 年度		21 年度		22 年度		23 年度	
					平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
相模湖	湖央東部	II	全窒素	0.2 (1.4)	1.4	—	1.2	—	1.4	—	1.3	△	1.2	△
			全燐	0.01 (0.085)	0.085	—	0.075	—	0.077	—	0.071	△	0.084	△
津久井湖	湖央部	II	全窒素	0.2 (1.4)	1.3	—	1.3	—	1.3	—	1.3	△	1.2	△
			全燐	0.01 (0.048)	0.051	—	0.046	—	0.047	—	0.044	△	0.060	×

注 1：記号の意味は次のとおりである。

○：環境基準及び暫定目標のいずれも達成

△：環境基準非達成であるが、暫定目標は達成

×：環境基準及び暫定目標非達成

注 2：相模湖及び津久井湖の全窒素及び全燐の環境基準達成状況は、湖沼類型指定された平成 22 年度から評価した。

- ・ 主要地点における全窒素及び全燐の年間平均値をみると、全窒素については両湖とも22年度とほぼ同様の値であるが、全燐については両湖とも高い値であった（図6及び図7）。

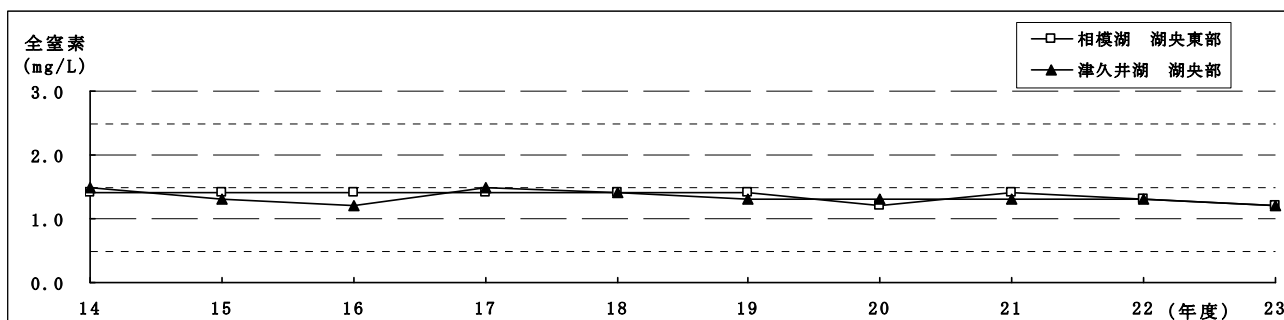


図6 相模湖、津久井湖の主要地点における全窒素年間平均値の推移

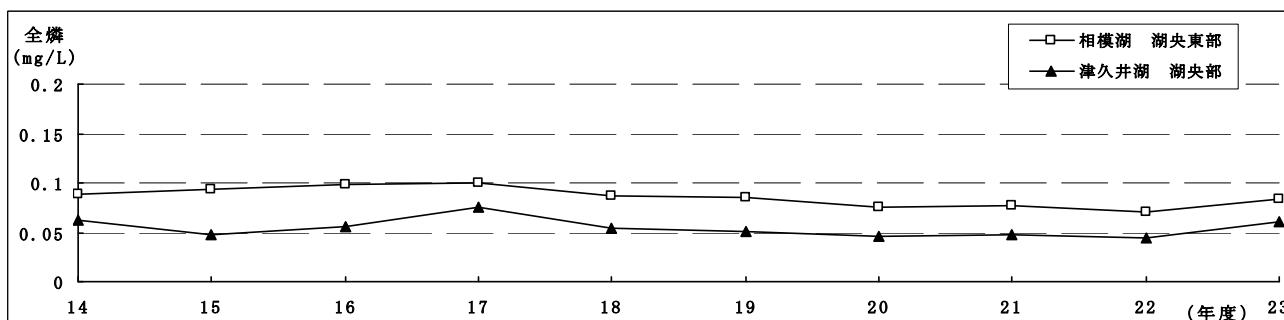


図7 相模湖、津久井湖の主要地点における全燐年間平均値の推移

(4) 芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖

- ・ 芦ノ湖は、自然環境保全の目的から最も厳しい湖沼AA類型に指定されているが、CODの環境基準を達成していなかった。
- ・ 丹沢湖及び宮ヶ瀬湖は、湖沼A類型の環境基準を達成していた（表8）。

表8 CODの環境基準の達成状況（75%水質値で評価）

水域名	観測地点	類型	基準値	(mg/L)									
				19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
芦ノ湖	—	AA	1	2.3 ～2.8	×	2.0 ～2.2	×	2.1 ～2.4	×	1.9 ～2.2	×	1.8 ～2.0	×
丹沢湖	湖中央部	A	3	2.2	○	1.9	○	2.2	○	2.2	○	1.8	○
宮ヶ瀬湖	ダムサイト	A	3	1.6	○	1.2	○	1.2	○	1.1	○	1.3	○

注：記号の意味は次のとおりである。

○：環境基準達成

×：環境基準非達成

- ・ 主要地点におけるCOD年間平均値をみると、芦ノ湖の湖中央部は1.7mg/L、丹沢湖の湖中央部は1.7mg/L、宮ヶ瀬湖のダムサイトは1.2mg/Lで、いずれも22年度（1.9mg/L、1.9mg/L、1.1mg/L）とほぼ同様の値であった（図8）。

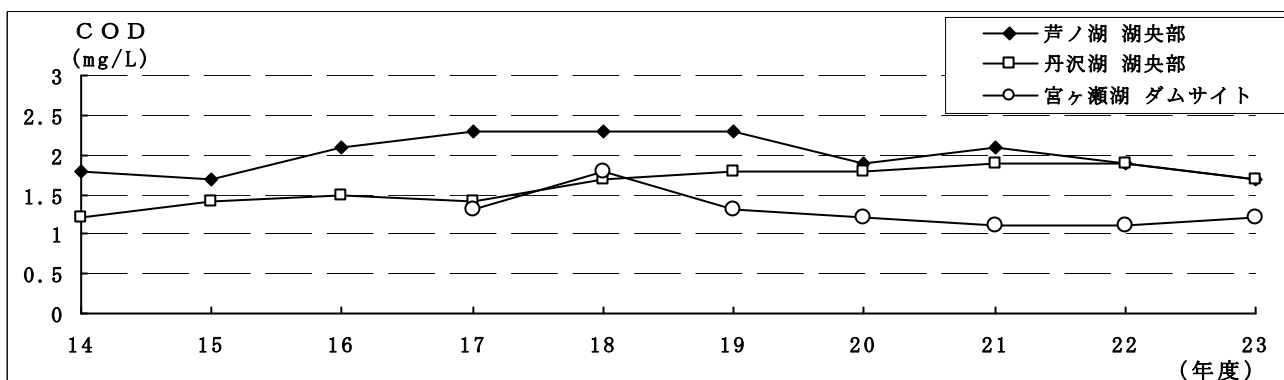


図8 芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖の主要地点におけるCOD年間平均値の推移

(5) 東京湾

- 東京湾は、11水域（A類型2水域、B類型6水域、C類型3水域）のうち9水域でCODの環境基準を達成していた（表9）。

表9 CODの環境基準の達成状況（75%水質値で評価）

(mg/L)

水域名	類型	基準値	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
			75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
東京湾(6)	C	8	2.3～4.4	○	2.3～3.6	○	2.4～4.6	○	2.6～4.3	○	2.2～4.1	○
東京湾(7)	C	8	3.1	○	3.2	○	3.3	○	2.8	○	2.8	○
東京湾(8)	C	8	2.2	○	1.9	○	2.2	○	3.2	○	2.3	○
東京湾(9)	B	3	2.1	○	2.1	○	2.3	○	2.5	○	2.3	○
東京湾(10)	B	3	4.0	×	3.8	×	4.6	×	3.3	×	3.2	×
東京湾(12)	B	3	2.1～3.2	×	1.9～3.2	×	2.3～3.3	×	2.6～3.3	×	2.1～3.0	○
東京湾(13)	B	3	2.0	○	1.9	○	1.9	○	2.5	○	2.0	○
東京湾(14)	B	3	1.9	○	1.9	○	1.7	○	2.2	○	1.8	○
東京湾(15)	B	3	2.1	○	1.5	○	2.0	○	2.5	○	1.9	○
東京湾(16)	A	2	2.3～2.4	×	2.9～3.0	×	2.1～2.2	×	3.5～3.7	×	2.4	×
東京湾(17)	A	2	2.0～2.1	×	1.8～1.8	○	1.6～2.0	○	2.2～2.5	×	1.8～1.9	○

- 主要地点のCOD年間平均値をみると、経年的には、ほぼ横ばいの状況にある（図9）。

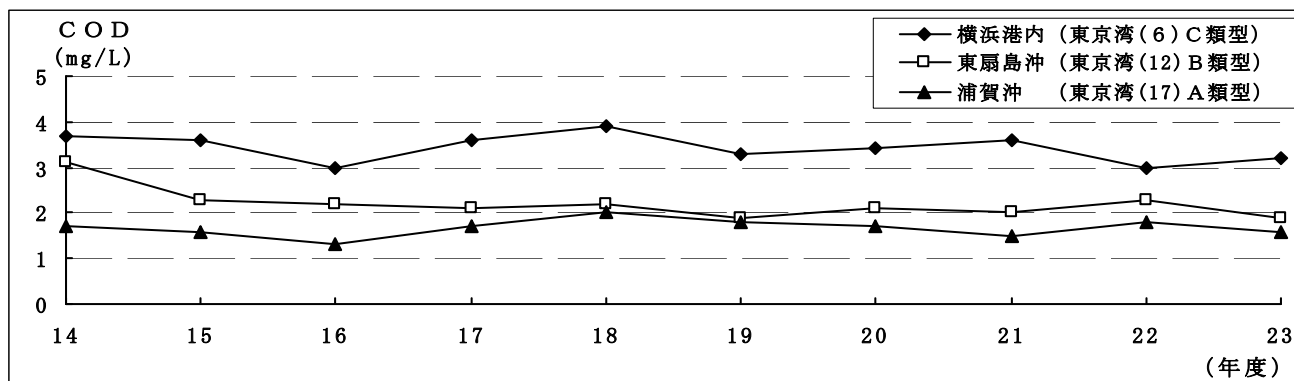


図9 東京湾の主要地点におけるCOD年間平均値の推移

- 平成7年2月に東京湾で6水域に全窒素及び全燐の類型指定がされた。この6水域のうち、神奈川県分の4水域に東京都及び千葉県の測定地点のデータを含めて達成状況をみると、全窒素及び全燐は、それぞれ全4水域で環境基準を達成していた（表10）。

表10 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況（年間平均値で評価）

水域名	類型	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
		全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐
東京湾(ロ)	IV	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
東京湾(ハ)	IV	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾(ニ)	III	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○
東京湾(ホ)	II	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○

- 平成21年3月に東京湾で全亜鉛の類型指定がされた。東京都及び千葉県の実定地点のデータを含めて達成状況をみると、2水域ともに環境基準を達成していた（表11）。

表 11 全亜鉛の環境基準の達成状況（年間平均値で評価）

水域名	類型	基準値	(mg/L)									
			19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
			平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
東京湾 (下記除く全域)	海域生物 A	0.02	0.002～ 0.008	—	0.002～ 0.007	—	0.004～ 0.010	○	0.002～ 0.011	○	0.003～ 0.010	○
東京湾（二）	海域生物 特A	0.01	0.003	—	0.002	—	0.003	○	0.002	○	0.003	○

注：東京湾（イ）、東京湾（ロ）、東京湾（ハ）及び東京湾（ホ）は千葉県域の水域。

(6) 相模湾

- 相模湾は2水域ともA類型の環境基準を達成していた（表12）。

表 12 CODの環境基準の達成状況（75%水質値で評価）

水域名	類型	基準値	(mg/L)									
			19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
			75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
相模湾(1)	A	2	1.7	○	2.2	×	2.0	○	1.6	○	1.5	○
相模湾(2)	A	2	1.2～ 1.7	○	1.4～ 2.1	×	1.1～ 1.8	○	1.3～ 1.9	○	1.3～ 1.7	○

- 主要地点におけるCOD年間平均値をみると、辻堂沖は1.4mg/L、湾央は1.3mg/Lで、それぞれ2年度（1.3mg/L、1.2mg/L）とほぼ同様の値であった（図10）。

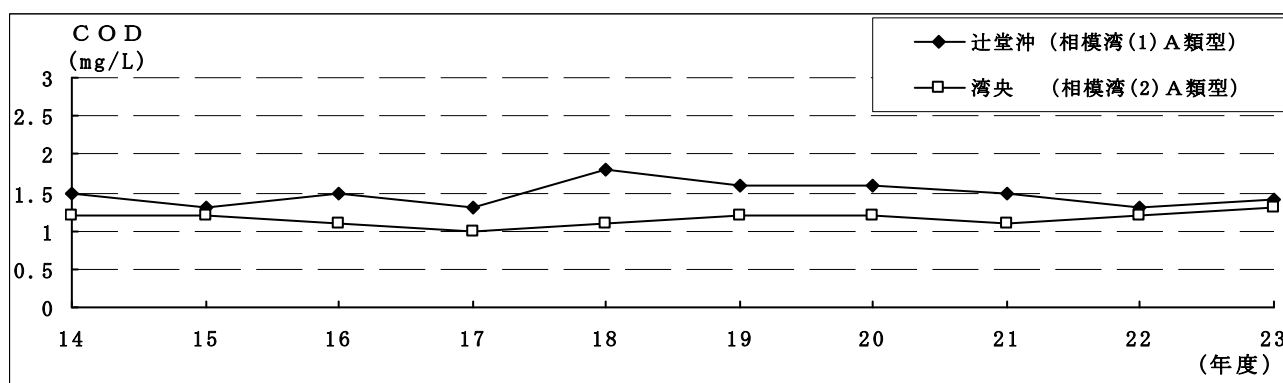


図10 相模湾の主要地点におけるCOD年間平均値の推移

4 BOD (COD) の環境基準達成状況一覧

(1) 河川

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	BOD 基準値	指 定 年 度	環 境 基 準 地点数	BOD 75%値	23年度 達成状況
1	※多摩川中・下流	B	3mg/L以下	45(12)	3	1.7～2.8	○
2	鶴見川下流	E	10mg/L以下	45	2	2.4～3.8	○
3	※ 〃 上流	D	8mg/L以下	45	1	6.4	○
4	相模川中流	A	2mg/L以下	45	1	0.7	○
5	下 山 川	E	10mg/L以下	46	1	4.5	○
6	田 越 川	B	3mg/L以下	46(13)	1	1.3	○
7	滑 川	B	3mg/L以下	46(13)	1	1.3	○
8	神 戸 川	B	3mg/L以下	46(13)	1	1.2	○
9	※境 川	D	8mg/L以下	46	1	3.3	○
10	引 地 川	D	8mg/L以下	46	1	3.3	○
11	金目川下流	C	5mg/L以下	46	1	2.3	○
12	〃 上流	A	2mg/L以下	46	1	1.5	○
13	葛 川	C	5mg/L以下	46	1	5.4	× ₁
14	中 村 川	C	5mg/L以下	46	1	2.0	○
15	森戸川(小田原市)	D	8mg/L以下	46	1	2.2	○
16	酒匂川上流	A	2mg/L以下	46(54)	1	1.1	○
17	山 王 川	B	3mg/L以下	46(14)	1	1.2	○
18	早 川	A	2mg/L以下	46	1	1.2	○
19	新 崎 川	A	2mg/L以下	46(14)	1	0.9	○
20	千 歳 川	A	2mg/L以下	46(14)	1	0.8	○
21	入 江 川	B	3mg/L以下	46(12)	1	1.8	○
22	帷 子 川	B	3mg/L以下	46(12)	1	1.3	○
23	大 岡 川	B	3mg/L以下	46(12)	1	1.9	○
24	宮 川	B	3mg/L以下	46(12)	1	2.1	○
25	侍 従 川	B	3mg/L以下	46(12)	1	2.9	○
26	鷹 取 川	B	3mg/L以下	46(13)	1	1.9	○
27	平 作 川	B	3mg/L以下	46(13)	1	1.5	○
28	森戸川(葉山町)	E	10mg/L以下	46	1	4.4	○
29	相模川下流	B	3mg/L以下	47(22)	1	1.4	○
30	松 越 川	E	10mg/L以下	55	1	2.5	○
31	酒匂川下流	B	3mg/L以下	55	1	1.2	○
32	三沢川(多摩川水系)	C	5mg/L以下	15	1	1.5	○
33	二ヶ領本川(多摩川水系)	B	3mg/L以下	15	1	1.5	○

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	BOD 基準値	指定 年度	環境 基準 地点数	BOD 75%値	23年度 達成状況
34	平瀬川（多摩川水系）	B	3mg/L 以下	15	1	1.7	○
35	中津川（相模川水系）	A	2mg/L 以下	16	1	1.0	○

(2) 湖沼

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	COD 基準値	指定 年度	環境 基準 地点数	COD 75%値	23年度 達成状況
1	相模湖	A	3mg/L 以下	47 (22)	1	1.9	○
2	津久井湖	A	3mg/L 以下	47 (22)	1	2.0	○
3	芦ノ湖	A A	1mg/L 以下	47	4	1.8～2.0	× ₄
4	丹沢湖	A	3mg/L 以下	54	1	1.8	○
5	宮ヶ瀬湖	A	3mg/L 以下	16	1	1.3	○

(3) 海域

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	COD 基準値	指定 年度	環境 基準 地点数	COD 75%値	23年度 達成状況
1	東京湾(6)	C	8mg/L 以下	46	5	2.2～4.1	○
2	〃 (7)	C	8mg/L 以下	46	1	2.8	○
3	〃 (8)	C	8mg/L 以下	46	1	2.3	○
4	※ 〃 (9)	B	3mg/L 以下	46	1	2.3	○
5	〃 (10)	B	3mg/L 以下	46	1	3.2	× ₁
6	※ 〃 (12)	B	3mg/L 以下	46	4	2.1～3.0	○
7	〃 (13)	B	3mg/L 以下	46	1	2.0	○
8	〃 (14)	B	3mg/L 以下	46	1	1.8	○
9	〃 (15)	B	3mg/L 以下	46	1	1.9	○
10	※ 〃 (16)	A	2mg/L 以下	46	2	2.4	× ₂
11	※ 〃 (17)	A	2mg/L 以下	46	2	1.8～1.9	○
12	相模湾(1)	A	2mg/L 以下	54	1	1.5	○
13	〃 (2)	A	2mg/L 以下	54	7	1.3～1.7	○

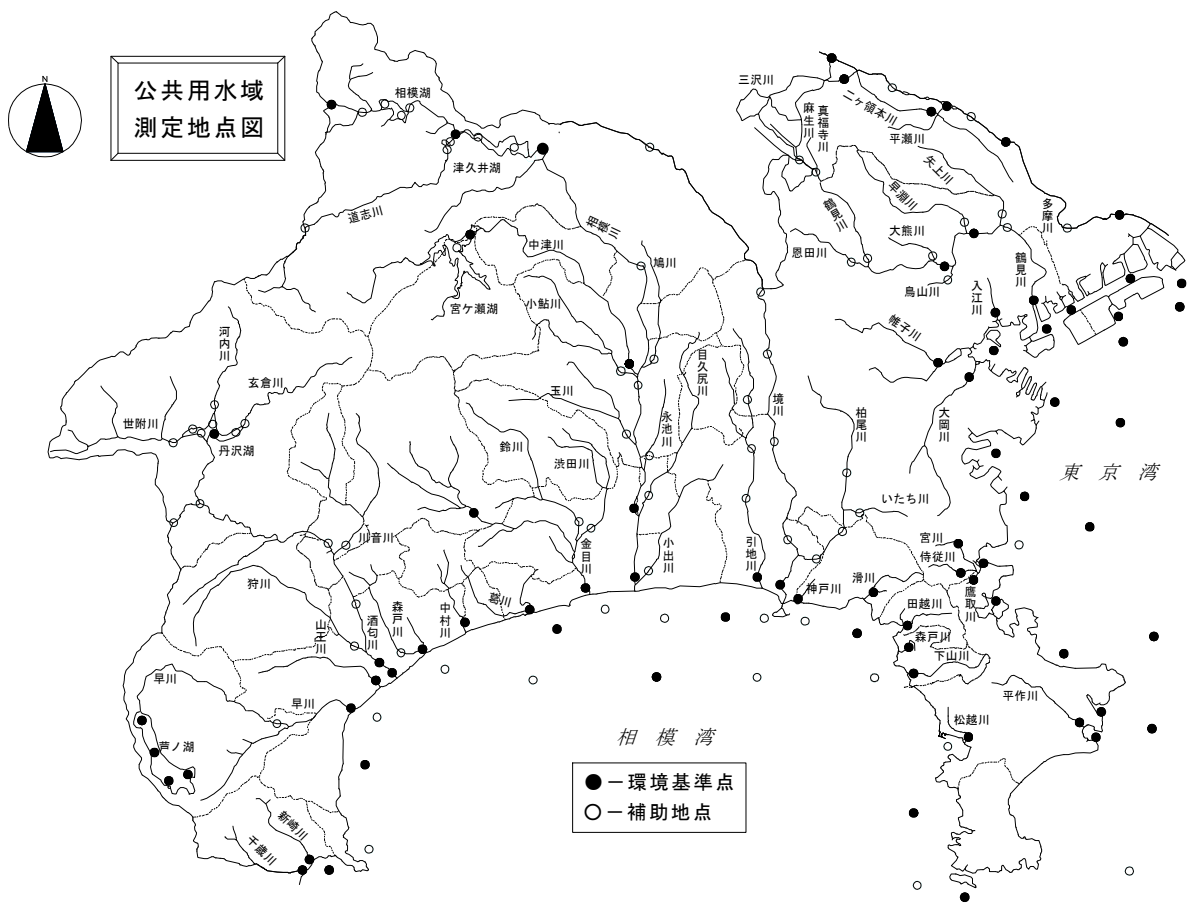
注1：記号の意味は次のとおりである。

※：県際水域

○：環境基準達成

×：環境基準非達成(右下の数字は基準を満足しない地点数)

注2：指定年度欄の（ ）内の数字は、改訂年度である。



○公共用水域に係る環境基準

<人の健康の保護に関する環境基準>

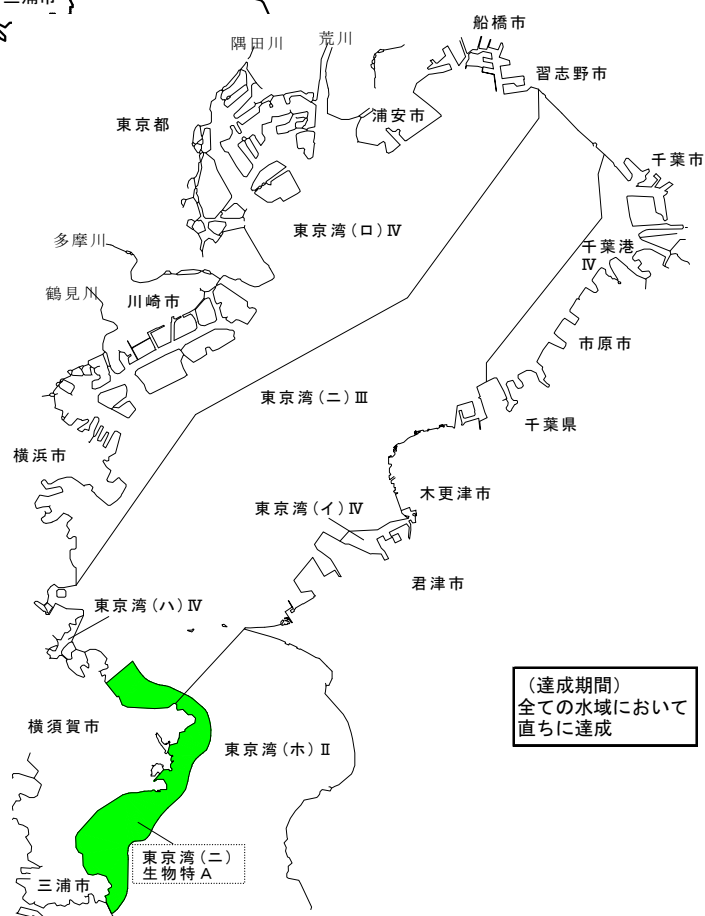
カドミウム	0.003 mg/L 以下	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ナフthalen	0.02 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

<生活環境の保全に関する環境基準>

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)
河川A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	—	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	—
河川B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	—	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN /100mL 以下	—
河川C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	—	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
河川D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	—	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
河川E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	—	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2 mg/L 以上	—	—
湖沼A A	6.5 以上 8.5 以下	—	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	—
湖沼A	6.5 以上 8.5 以下	—	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	—
海域A	7.8 以上 8.3 以下	—	2 mg/L 以下	—	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	検出されないこ と。
海域B	7.8 以上 8.3 以下	—	3 mg/L 以下	—	5 mg/L 以上	—	検出されないこ と。
海域C	7.0 以上 8.3 以下	—	8 mg/L 以下	—	2 mg/L 以上	—	—

(達成期間)
「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

水域		類型	基準値
全窒素	千葉港	Ⅳ	1mg/L以下
	東京湾 (イ)		
	東京湾 (ロ)		
	東京湾 (ハ)		
	東京湾 (ニ)	Ⅲ	0.6mg/L以下
	東京湾 (ホ)	Ⅱ	0.3mg/L以下
全燐	千葉港	Ⅳ	0.09mg/L以下
	東京湾 (イ)		
	東京湾 (ロ)		
	東京湾 (ハ)		
	東京湾 (ニ)	Ⅲ	0.05mg/L以下
	東京湾 (ホ)	Ⅱ	0.03mg/L以下
全亜鉛	東京湾 (全域。ただし特別域は除く。)	生物 A	0.02mg/L以下
	東京湾 (ニ)	生物特 A	0.01mg/L以下



- 13 -

Ⅱ 地下水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市と共同して、水質の測定を実施している。平成 23 年度の測定結果は次のとおりである。

1 測定の概要

(1) 調査の種類、測定地点数等

調査の種類		測定地点数	実施期間、測定頻度
概況調査	メッシュ調査※ ¹	309地点	23年10月～24年3月に実施。（年1回）
	定点調査※ ²	105地点	
継続監視調査※ ³		142地点	
計		556地点	

（調査の説明）

※1 メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を 1 k mメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を 1 つ選定し、その井戸の水質について行う調査。

4 年間で 1 巡するよう、年次計画を策定し実施している。

23 年度は、14 市 1 村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、座間市、綾瀬市及び清川村）のメッシュ内に存在する 309 地点で水質の測定を行った。

※2 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するための調査。

23 年度は、全市町村の 105 地点で水質の測定を行った。

※3 継続監視調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点における、継続的な監視のための調査。

23 年度は、17 市 4 町の 142 地点で水質の測定を行った。

(2) 測定項目

調査の種類		測定項目
概況調査	メッシュ調査	環境基準項目、一般項目（計33項目）
	定点調査	
継続監視調査		基準値超過項目、超過のおそれのある項目、一般項目

注：環境基準項目……地下水質の環境基準に定められている 28 項目

一般項目……電気伝導率、p H、水温、臭気、外観

(3) 測定結果の総括

- メッシュ調査（表 13-1-1）
 - ・ 14 市 1 村の 309 地点を調査したところ、環境基準項目については、293 地点で環境基準を達成していた。
 - ・ 環境基準を達成していなかった 9 市の 16 地点については、鉛、塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに 1,4-ジオキサン^{ひそ}の 5 項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった（表 13-1-2）。
 - ・ 一般項目のうち、pH は平塚市の 1 地点で評価基準を達成していなかった。

表 13-1-1 メッシュ調査測定結果総括

区 分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率 (%)	非達成項目	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	28	309	15	235	76.1	5	293	94.8
一般項目	5	309	—	—	—	1	308	99.7
全項目の集計	33	309	15	235	76.1	6	292	94.5

表 13-1-2 メッシュ調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
鉛	2	横浜市（2）
塩化ビニルモノマー	2	横浜市（1）、川崎市（1）
テトラクロロエチレン	3	川崎市（1）、藤沢市（1）、綾瀬市（1）
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	横浜市（1）、川崎市（1）、相模原市（1）、横須賀市（1）、茅ヶ崎市（1）、厚木市（2）、大和市（1）、綾瀬市（3）
1,4-ジオキサン ^{ひそ}	1	川崎市（1）

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計と環境基準を達成していなかった地点数の合計は一致しない。

- 定点調査（表 13-2-1）
 - ・ 全市町村の 105 地点を調査したところ、環境基準項目については、101 地点で環境基準を達成していた。
 - ・ 環境基準の達成率は 96.2%であった。
 - ・ 環境基準を達成していなかった 4 市の 4 地点については、^{ひそ}砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった（表 13-2-2）。
 - ・ 一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表 13-2-1 定点調査測定結果総括

区 分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率 (%)	非達成項目	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	28	105	13	100	95.2	3	101	96.2
一般項目	5	105	—	—	—	0	105	100
全項目の集計	33	105	13	100	95.2	3	101	96.2

表 13-2-2 定点調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
^{ひそ} 砒素	2	鎌倉市（1）、逗子市（1）
塩化ビニルモノマー	1	藤沢市（1）
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	綾瀬市（1）

○ 継続監視調査（表 13-3-1）

- ・ 17 市 4 町の 142 地点を調査したところ、環境基準項目については、調査した 12 項目について 50 地点で環境基準を達成していた。
- ・ 環境基準を達成していなかった 15 市 2 町の 92 地点については、^{ひそ}砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 6 項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった（表 13-3-2）。
- ・ 一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表 13-3-1 継続監視調査測定結果総括

区 分 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	非達成項目	達成地点数
環境基準項目	12	142	10	135	6	50
一般項目	5	142	—	—	0	142
全項目の集計	17	142	10	135	6	50

表 13-3-2 継続監視調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
^{ひそ} 砒素	1	綾瀬市（1）
塩化ビニルモノマー	2	川崎市（2）
1, 2-ジクロロエチレン	8	川崎市（4）、茅ヶ崎市（1）、厚木市（1）、海老名市（1）、寒川町（1）
トリクロロエチレン	13	川崎市（6）、鎌倉市（1）、茅ヶ崎市（2）、厚木市（2）、大和市（1）、海老名市（1）
テトラクロロエチレン	27	横浜市（3）、川崎市（6）、相模原市（4）、平塚市（2）、藤沢市（2）、秦野市（2）、厚木市（1）、大和市（3）、海老名市（1）、綾瀬市（2）、寒川町（1）
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	51	横浜市（10）、川崎市（7）、相模原市（3）、横須賀市（4）、平塚市（7）、藤沢市（2）、茅ヶ崎市（3）、秦野市（4）、厚木市（1）、伊勢原市（1）、海老名市（2）、綾瀬市（3）、三浦市（3）、中井町（1）

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計と環境基準を達成していなかった地点数の合計は一致しない。

2 項目別測定結果

(1) メッシュ調査

- 環境基準を達成していなかった項目は、鉛、塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに 1,4-ジオキサン の 5 項目であった。一般項目では、pH が評価基準を達成していなかった（表 14-1）。

表14-1 メッシュ調査項目別測定結果

総測定地点数：309地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等 非達成 地点数	最高 濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率(%)	環境基準又は 評価基準
環境基準項目	カドミウム	236	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	236	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	236	3	2	0.032	1.3	99.2	0.01mg/L以下
	六価クロム	236	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下
	砒素	236	9	0	0.01	3.8	100	0.01mg/L以下
	総水銀	236	0	0	—	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	12	0	0	—	0	100	検出されないこと
	P C B	236	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	309	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	309	10	0	0.0011	3.2	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	236	4	2	0.034	1.7	99.2	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	309	0	0	—	0	100	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	309	2	0	0.003	0.6	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	309	4	0	0.015	1.3	100	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	309	7	0	0.011	2.3	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	309	1	0	0.0032	0.3	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	309	8	0	0.023	2.6	100	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	309	26	3	0.09	8.4	99.0	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	309	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	236	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	236	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	236	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	309	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	236	5	0	0.0025	2.1	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	236	207	11	28	87.7	95.3	10mg/L以下
	ふっ素	236	53	0	0.52	22.5	100	0.8mg/L以下
	ほう素	236	105	0	0.3	44.5	100	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	236	2	1	0.055	0.9	99.6	0.05mg/L以下
	計	309	235	16		76.1	94.8	
一般項目	電気伝導率	309						
	pH	309		1	9.6		99.7	5.8以上8.6以下
	水温	309						
	計	309		1			99.7	
合 計		309	235	17		76.1	94.5	

注 1：計、合計については同一地点で複数検出された場合 1 地点とした。

注 2：網かけは環境基準又は評価基準非達成項目を示す。

(2) 定点調査

- 環境基準を達成していなかった項目は、砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目であった(表14-2-1)。

表14-2-1 定点調査項目別測定結果

総測定地点数：105地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等 非達成 地点数	最高 濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率(%)	環境基準又は 評価基準
環境基準項目	カドミウム	105	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	105	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	105	1	0	0.0071	1.0	100	0.01mg/L以下
	六価クロム	105	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下
	砒素	105	2	2	0.017	1.9	98.1	0.01mg/L以下
	総水銀	105	0	0	—	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	6	0	0	—	0	100	検出されないこと
	P C B	105	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	105	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	105	6	0	0.0009	5.7	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	105	2	1	0.0034	1.9	99.0	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	105	0	0	—	0	100	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	105	1	0	0.005	1.0	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	105	0	0	—	0	100	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	105	3	0	0.0018	2.9	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	105	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	105	2	0	0.006	1.9	100	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	105	10	0	0.0045	9.5	100	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	105	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	105	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	105	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	105	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	105	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	105	1	0	0.0024	1.0	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	105	84	1	22	80.0	99.0	10mg/L以下
	ふっ素	105	17	0	0.57	16.2	100	0.8mg/L以下
	ほう素	105	55	0	0.55	52.4	100	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	105	2	0	0.022	1.9	100	0.05mg/L以下
	計	105	100	4		95.2	96.2	
一般項目	電気伝導率	105						
	p H	105		0	—		100	5.8以上8.6以下
	水温	105						
	計	105		0			100	
合 計		105	100	4		95.2	96.2	

注1：計、合計については同一地点で複数検出された場合1地点とした。

注2：網かけは環境基準又は評価基準非達成項目を示す。

- 14年度から23年度までの定点調査の環境基準達成率は、90.9%から98.1%の間で変動している(表14-2-2)。

表14-2-2 定点調査環境基準項目達成率

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
測定項目数	26	26	26	26	26	26	26	26	28	28
測定地点数	100	99	99	103	105	105	105	105	105	105
非達成地点数	6	9	4	5	5	3	3	2	5	4
環境基準達成率	94.0%	90.9%	96.0%	95.1%	95.2%	97.1%	97.1%	98.1%	95.2%	96.2%

- ・ 14年度から23年度までの定点調査において、環境基準を達成していなかった項目は、鉛、砒素^{ひそ}、塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の5項目であった(図11)。

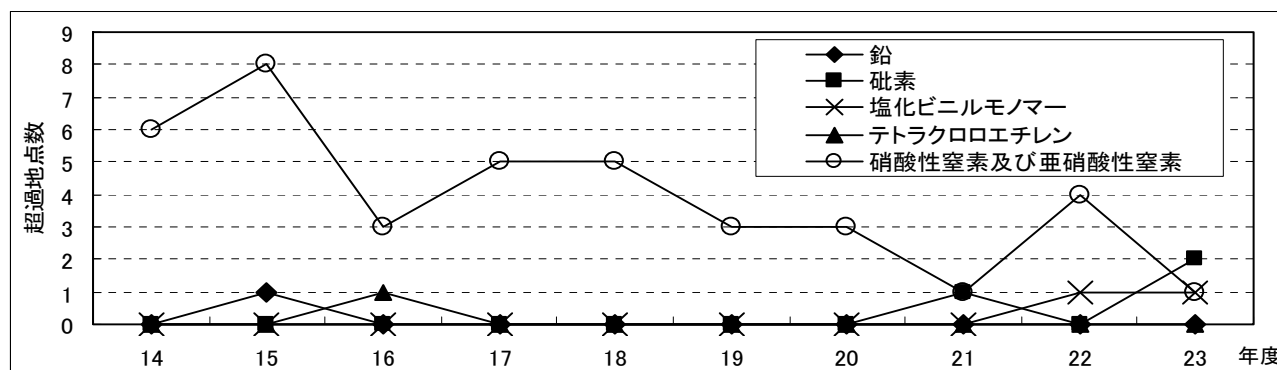


図11 定点調査環境基準項目別超過地点数経年変化

(3) 継続監視調査

- ・ 環境基準を達成していなかった項目は、砒素^{ひそ}、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の6項目であった(表14-3)。

表14-3 継続監視調査項目別測定結果

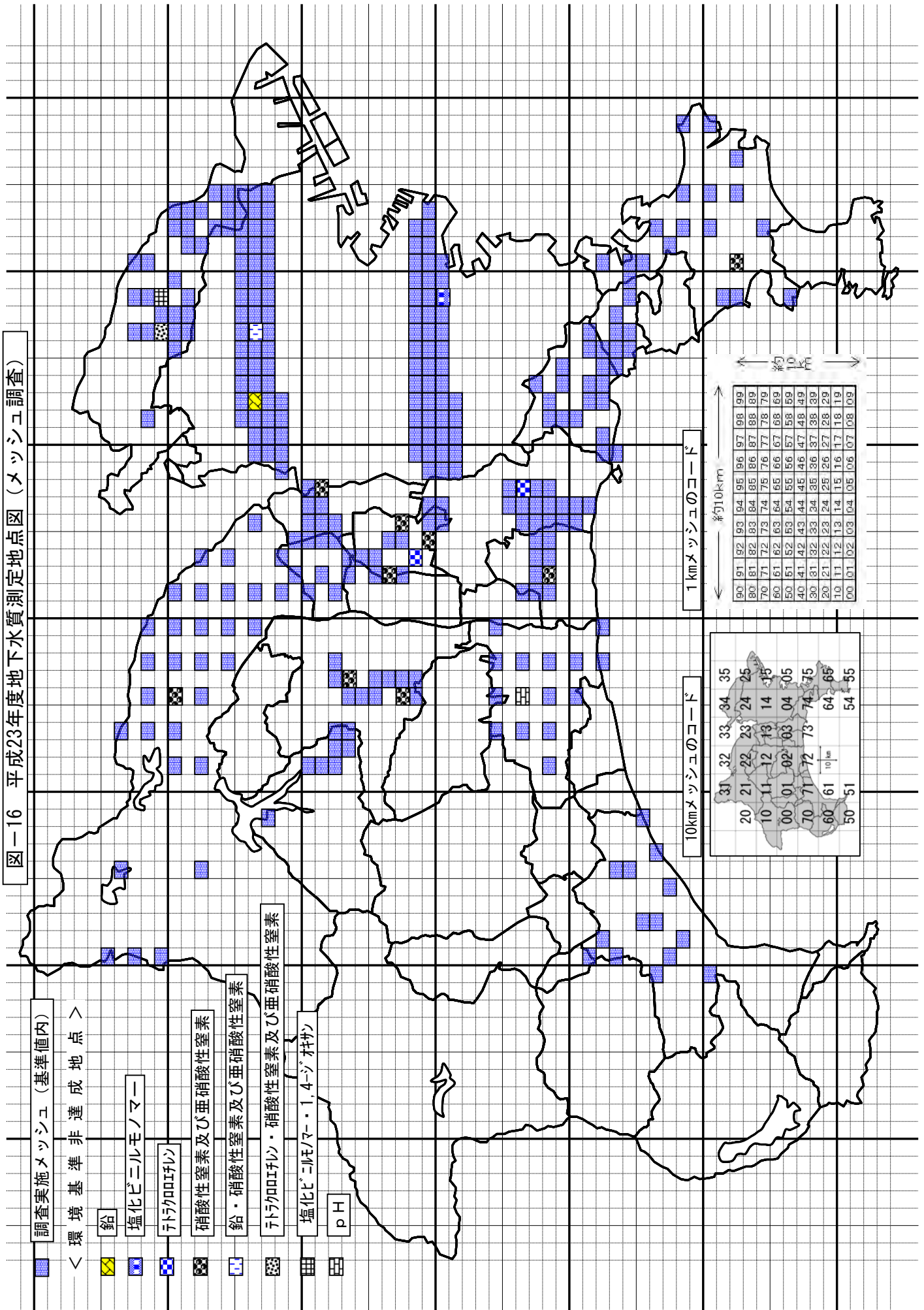
総測定地点数：142地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等 非達成 地点数	最高 濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率(%)	環境基準又は 評価基準
環境基準項目	鉛	4	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	砒素 ^{ひそ}	3	2	1	0.017	66.7	66.7	0.01mg/L以下
	四塩化炭素	12	4	0	0.0003	33.3	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	17	5	2	0.082	29.4	88.2	0.002mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	36	6	0	0.065	16.7	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	41	18	8	7.2	43.9	80.5	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	40	8	0	0.45	20.0	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	4	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	58	29	13	0.85	50.0	77.6	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	51	40	27	0.48	78.4	47.1	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	75	75	51	43	100	32.0	10mg/L以下
	ほう素	1	1	0	0.14	100	100	1mg/L以下
	計	142	135	92		95.7	34.8	
一般項目	電気伝導率	142						
	pH	142		0	—		100	5.8以上8.6以下
	水温	142						
	計	142		0			100	
合 計		142	135	92		95.1	35.2	

注1：計、合計については同一地点で複数検出された場合1地点とした。

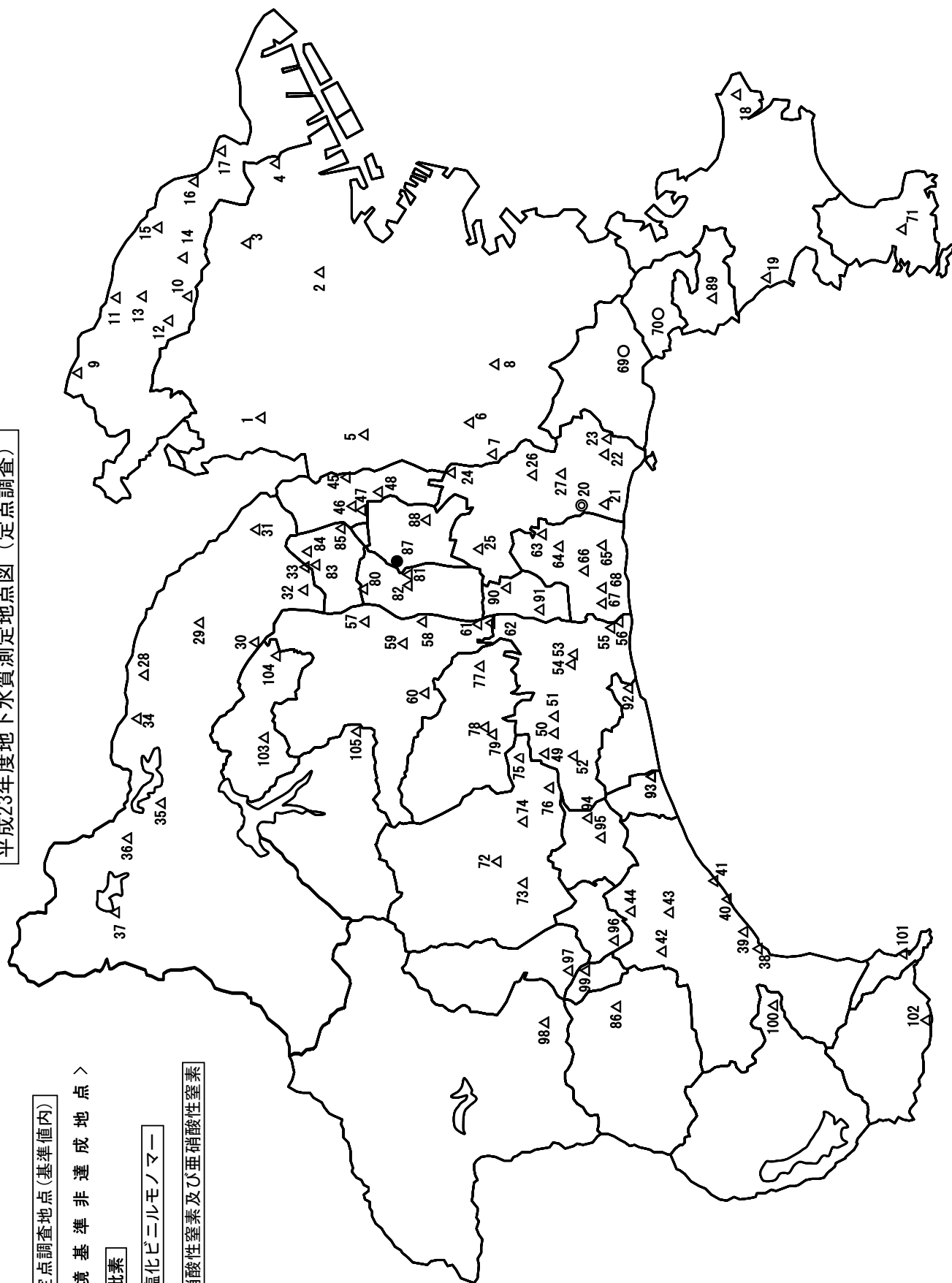
注2：網かけは環境基準又は評価基準非達成項目を示す。

図-16 平成23年度地下水質測定地点図（メッシュ調査）

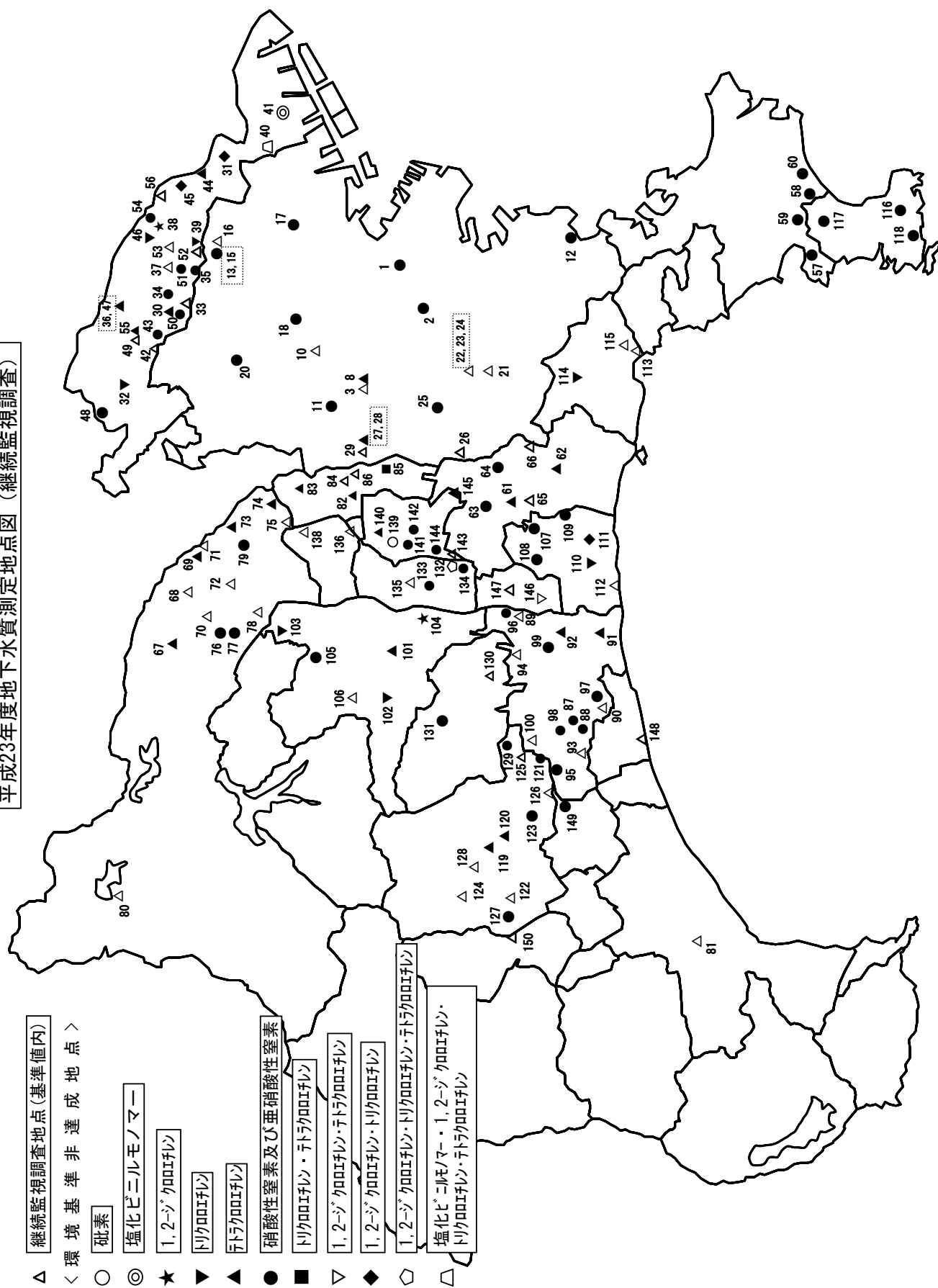


平成23年度地下水質測定地点図（定点調査）

- △ 定点調査地点（基準値内）
- ＜ 環境基準非達成地点 ＞
- 砒素
- ◎ 塩化ビニルモノマー
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素



平成23年度地下水質測定地点図（継続監視調査）



(参考) 評価方法

(1) 公共用水域

ア 健康項目の評価

27 の観測項目のうち、全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 26 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ 生活環境項目（BOD又はCOD）の評価

(ア) 類型指定水域における評価

- ・ 水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。
(75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値）
- ・ 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。
- ・ 県際水域（隣接都県にまたがる水域）については、県内の環境基準点で評価する。

(イ) 測定地点（環境基準点、補助地点）における評価

測定地点における 75%水質値が類型の環境基準値を満たしている場合に、その地点は環境基準に適合していると評価する。

(ウ) 経年変化による評価

経年変化については、年間平均値により評価する。

* BOD (生物化学的酸素要求量) : 河川水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

* COD (化学的酸素要求量) : 海水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物を酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものをいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

ウ 生活環境項目（全亜鉛）の評価

水域類型が指定されている環境基準点において、年間平均値が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、その水域は環境基準を達成していると評価する。

エ 相模湖、津久井湖及び東京湾の全窒素及び全磷の評価

(ア) 水域類型が指定されている環境基準点における上層（表層）の年間平均値が環境基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。

(イ) 複数の環境基準点を持つ水域については、水域内の各環境基準点における上層（表層）の年間平均値を、水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、環境基準を達成していると評価する。

(ウ) 東京湾の県際水域については、東京都及び千葉県が測定している環境基準点を含めて評価する。

(2) 地下水

ア 環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 27 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ 一般項目の評価

測定地点における測定値が評価基準値以下の場合に評価基準を達成していると評価する。

* pH の評価基準は、水道法第 4 条に基づく水質基準による。

(参考資料) 公共用水域水質上位地点

河川上位地点 (BOD) (単位: mg/L)

順位	地点名		年平均値
1	玄倉川	玄倉水位観測所	0.4
1	河内川	湖流入前	0.4
1	落合発電所放流水	落合発電所	0.4
1	世附川	湖流入前	0.4
5	道志川	両国橋	0.5
6	早川	会館橋	0.6
7	相模川	相模大橋	0.7
7	相模川	※寒川取水堰(上)	0.7
7	道志川	弁天橋	0.7
7	酒匂川	県境	0.7
7	酒匂川	峰下橋	0.7
7	川音川	文久橋	0.7
7	千歳川	千歳橋	0.7

※環境基準点

東京湾上位地点 (COD) (単位: mg/L)

順位	地点名	年平均値
1	釧崎沖	1.3
2	※浦賀港内	1.6
2	※久里浜港内	1.6
2	※浦賀沖	1.6
5	※第三海堡東	1.7
6	※東扇島沖	1.9
6	※扇島沖	1.9
6	※大津湾	1.9
9	※東扇島防波堤西	2.0
9	※浮島沖	2.0
9	※中の瀬北	2.0

※環境基準点

湖沼上位地点 (COD) (単位: mg/L)

順位	地点名		年平均値
1	宮ヶ瀬湖	※ダムサイト	1.2
1	宮ヶ瀬湖	ダム中央	1.2
3	津久井湖	道志橋	1.5
4	丹沢湖	湖東部	1.6
5	相模湖	境川橋	1.7
5	相模湖	日連大橋	1.7
5	相模湖	湖央西部	1.7
5	相模湖	※湖央東部	1.7
5	津久井湖	沼本ダム	1.7
5	芦ノ湖	※湖北中央部	1.7
5	芦ノ湖	※湖央部	1.7
5	芦ノ湖	※湖西部	1.7
5	丹沢湖	※湖央部	1.7

※環境基準点

相模湾上位地点 (COD) (単位: mg/L)

順位	地点名	年平均値
1	※城ヶ島沖	1.2
1	城ヶ島西	1.2
1	※小網代湾	1.2
4	小田和湾	1.3
4	葉山沖	1.3
4	茅ヶ崎沖	1.3
4	湾央東	1.3
4	※湾央	1.3
4	※根府川沖	1.3
4	※吉浜沖	1.3

※環境基準点